山口市障がい福祉課

どんなところ？

障がいに関する総合相談窓口を開設しているほか、障がい者基幹相談支援センターも設置しており、障がい児者の支援に関する業務を行っています。

どんな人が対象？

すべての障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）

どんなことをしているの？

障害手帳の申請交付（身体障がい、知的障がい、精神障がい）
自立支援医療の申請受付（更生医療、精神通院医療）
障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスの申請支給決定
地域生活支援事業の申請支給決定（日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス）
日常生活用具、補装具費の申請交付
障害手帳制度に基づく各種サービスの受付
総合相談・専門相談
子育て応援広場「はぐくみ相談会」

開設時間

8:30～17:15（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

料金

無料

スタッフ

保健師、社会福祉士、相談支援専門員、事務職員

申し込み方法

山口市役所山口総合支所
福祉総合相談窓口
（11番の窓口）

ひとことPR

福祉総合相談窓口を設置し、障がいに関するご相談を受け付けています。なお、総合支所の総合サービス課で申請の取次ぎを行うほか、一部の地域交流センターでも申請の受付を行っています。

所在地・交通案内

〒753-8650　山口市亀山町2番1号

列車　JR山口駅から、徒歩20分
バス　市民会館前バス停から、徒歩5分
　　市役所前バス停から、徒歩5分
　　（JRバス、防長バス）
自家用車　市役所地下1階駐車場（無料）

問い合わせ先

障がい福祉課	障がい者支援担当	TEL	083－934－2794
	基幹相談支援センター・相談支援担当	TEL	083－934－2988
		FAX	083－934－4142

＊山口市障がい者基幹相談支援センター（相談支援担当）実施事業

子育て応援広場「はぐくみ相談会」

どんなところ？

市障がい福祉課が開催する、子どもの発達に関する相談会です。発達に不安のあるお子さんの保護者の方を対象に、地域の子育てや子どもの発達に関わる専門職が、保護者の方が抱えておられる不安や悩み等の相談に応じ、お子さんの伸びる力を引き出すための関わり方等を一緒に考えて行きます。

どんな人が対象？

発達について不安のあるお子さんの保護者

どんなことをしているの？

お子さんの発達についての不安や関わり方等、保護者からの相談に専門の職員が個別に対応します。

日程・会場

日程：年 10 回　9:30～11:30
会場：やまぐち子育て福祉総合センターまたは山口市小郡保健福祉センター
スタッフ：言語聴覚士、臨床発達心理士、臨床心理士、保育士、保健師等

料金

無料

申し込み方法

・予約制です。市保健センターの保健師を通じてお申し込みください。

ひとことPR

それぞれの子どもさんの個性や特徴に合った接し方、必要なサポートの方法を保護者の方と一緒に考えていきます。

所在地・交通案内

・やまぐち子育て福祉総合センター
⇒P10参照

・山口市小郡保健福祉センター
⇒P7参照

問い合わせ先

障がい福祉課　基幹相談支援センター・相談支援担当　TEL　083－934－2988
FAX　083－934－4142
e-mail：syougai@city.yamaguchi.lg.jp